

道路占用許可基準及び申請手続案内

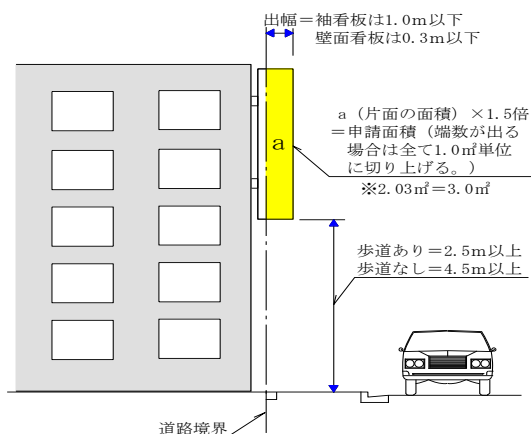
《占用物件：（突出看板・日よけ等）》

建築物等から道路（区道）に突き出る看板・日よけ等を設置する場合、道路占用許可申請が必要になります。下記手続きの流れに従い書類を作成してください。

設置基準（概略）

・突出看板（建築物等から道路に突き出る看板等）

1. 突出看板は、一営業所、一事業所、一作業所につき2個以内とする。
 2. 看板の下端は、歩道上で2.5m以上、歩道のない道路では4.5m以上とする。
 3. 看板に出幅は、袖看板は路端から1.0m以下、壁面看板は0.3m以下とする。
 4. 突出看板の板面は回転式としない。
 5. 突出看板を柱に取付ける場合は、柱は道路敷地外に設けること。
- なお、高さが4mを超える場合は建築確認済証（工作物）が必要になる。



占用料金（中野区道路占用料等徴収条例により）

看板類 表示面積 1.0㎡につき、年 24,600 円

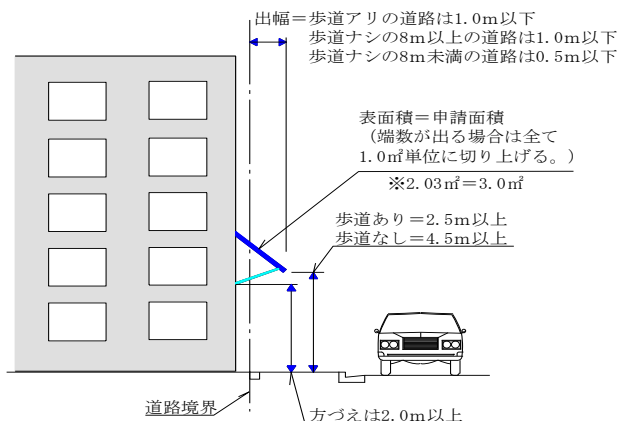
端数は 1.0㎡単位に切上げ（2.03㎡＝3.0㎡）

※免除対象物件の場合

1.0㎡以下	1個につき	年	免除	円
1.0㎡を超え 2.0㎡以下	1個につき	年	26,300	円
2.0㎡を超え 3.0㎡以下	1個につき	年	44,260	円
3.0㎡を超えるもの ※端数は 1.0㎡単位に切上げ	1.0㎡につき	年	16,460	円

・日よけ（巻き上げ式及び固定式に取り付けた日よけ）

1. 日よけは、建物に取り付け、下端までの高さは2.5m以上とする。ただし、固定式日よけを、車道上空に取り付ける場合は、下端までの高さを4.5m以上とする。
2. 巻き上げ式日よけの方づえを設ける場合は、方づえの下端までの高さは2m以上とする。
3. 道路幅員（歩道含む）8.0m以上の道路に張り出す、日よけの最大出幅は1.0m以下とする。また、道路幅員 8.0m未満の道路に張り出す場合は最大出幅 0.5m以下とする。
※ただし、道路交通法上の基準との関係で、日よけの最大出幅は 0.7m以下でしか許可できない。
4. 日よけの巻上げ装置は道路にはみ出さないこと。
5. 日よけの材質は、布、ビニール等の難燃性のものとする。
6. 日よけの車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。



占用料金（中野区道路占用料等徴収条例により）

日よけ類

表面積 1.0㎡につき、年 17,300 円

端数は 1.0㎡単位に切上げ（2.03㎡＝3.0㎡）

※免除対象物件の場合

1.0㎡につき ※端数は 1.0㎡単位に切上げ	年	9,500	円
----------------------------	---	-------	---

手 続 き の 流 れ

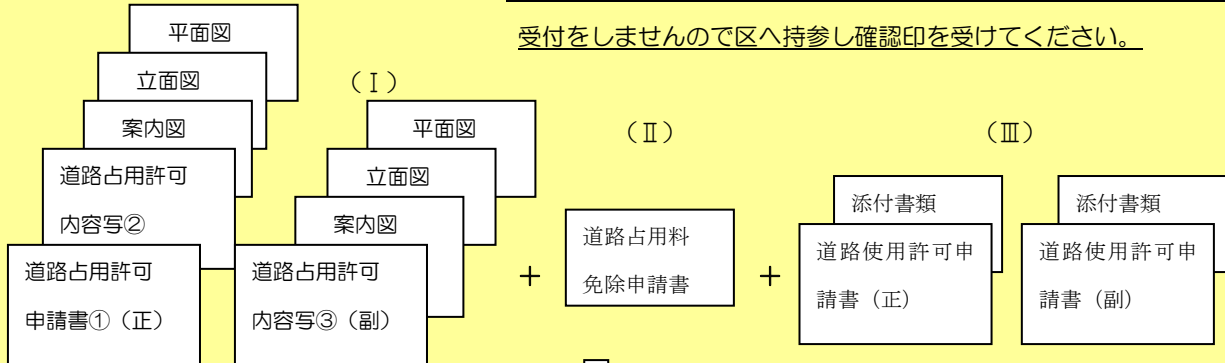
下記書類を作成して、区役所9階、都市基盤部 道路管理課 道路占用係に提出してください。

(Ⅰ) 道路占用許可申請書 (正①②・副③)、案内図、立面図、平面図を各2部 (別紙参照)

(Ⅱ) 道路占用料免除申請書 1部

---※ (Ⅰ) (Ⅱ) とともに、氏名の欄は、申請者が法人の場合、**法人代表者名**を記入してください

(Ⅲ) 道路使用許可申請書 (正・副) ---※道路使用許可申請書に道路管理者の確認印がないと、警察署では受付をしませんので区へ持参し確認印を受けてください。



中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所で内容を確認し【仮受付印】を押します。

※仮受付時に占用料徴収予定額等をお伝えします。

警察署へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---申請書②の『所轄警察署の意見欄』に【押印】を受ける。

※ 所轄警察署により意見欄への押印には、中2日程かかる場合があります。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書---所轄の警察署に提出⇒内容確認し受理 (本受付)

⇒ 道路使用許可書の交付 (許可まで4~5日)

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所に提出⇒内容確認し受理 (本受付)

※ 事務処理を行い、許可書ができましたら連絡いたします。(許可までに一週間程度かかります。)

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可書---原則として、占用料の納付が確認でき次第、許可書をお渡しします。

※円滑な道路管理のため、原則として占用料の事前納付をお願いしております。支払い方法は9階窓口のセミセルフレジでの現金払いと、金融機関等に納付書をお持ちいただく方法があります。

①現金払い ---9階窓口のセミセルフレジにて現金でお支払いください。その場で許可書をお渡しいたします。

②納付書払い---9階窓口で占用料納入通知書をお渡しいたします。そちらを金融機関等にお持ちください。

その後、9階窓口で領収印が確認できるものをお持ちいただいて許可書の交付となります。

【占用開始】

占用開始までに許可書をお受け取り下さい。なお、占用物は占用開始日以降に設置してください。また、許可までには日数を要しますので、余裕をもって申請手続きはしてください。

占 用 料 の 支 払 い

中野区専用の納入通知書により、来庁時に9階窓口セミセルフレジまたは庁内の金融機関等で納付いただきます。来庁時の納付が困難な場合は、ご相談のうえ、記載されている納付期限までに、金融機関等の窓口でお支払いください。なお、利用できる金融機関等については、納入通知書1枚目の納入場所欄に記載されています。期間内に納付いただけない場合、条例及び関係法令に従い、延滞金(年率14.5%)を徴収する場合や督促発付のうえ滞納処分により徴収する場合があります。

【問い合わせ先】※その他詳しい事は、下記担当までご連絡ください。

中野区役所 都市基盤部 道路管理課 道路占用係

電話03(3228)5526(直通)